平成２９年（フ）第１４８号
愛知県豊橋市下地町字神田77番地の１
債務者　山本　弘藏
１　決定年月日時　平成29年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中田　健一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月15日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部
平成２９年（フ）第５０７号
北九州市戸畑区中原西２丁目16番７―702号
債務者　中嶋　勝彦
１　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大屋　昭則
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月15日午前11時
５　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２９年（フ）第４３６号
北九州市八幡東区枝光４丁目14番11―303号
債務者　関　　典子
１　決定年月日時　平成29年９月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　城戸幸一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月21日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２９年（フ）第３６２５号
大阪府枚方市津田北町２丁目30番７号
債務者　辻　　猛男
１　決定年月日時　平成29年９月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林堂　佳子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月16日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２９年（フ）第５１３号
佐賀県鳥栖市宿町1154―203号、住民票上の住所北九州市八幡東区西本町４丁目15番７―407号
債務者　和泉　源哉
１　決定年月日時　平成29年９月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安元　隆治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月14日午後１時10分
５　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２９年（フ）第５１４号
北九州市八幡西区楠北２丁目７番20号、住民票上の住所福岡県久留米市城南町23番地２ファミール久留米城南802号
債務者　春畑　有児
１　決定年月日時　平成29年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　笠置　俊介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月22日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２９年（フ）第４９３号
北九州市小倉北区足原１丁目10番32号（コーポ池浦101号）
債務者　中川　洋子
１　決定年月日時　平成29年９月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今井　　洋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月17日午後２時
５　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２９年（フ）第６１号
北海道網走郡美幌町字美禽290番地の13、前住所北海道網走郡美幌町字青山北29番地の５
債務者　星　　哲也
１　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野呂　伸一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月５日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係
平成２９年（フ）第６４４号
神戸市灘区友田町１丁目２番３号、従前の住所兵庫県西宮市浜脇町６番15号
債務者　鉄板ｄｉｎｉｎｇ金盞花こと　正井　伸一
１　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　　完
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月14日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２８年（フ）第９５号
新潟県新発田市新富町２丁目５番２号、住民票上の住所新潟県新発田市新富町３丁目８番17号
債務者　**今**田　　勉
１　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小田　将之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月６日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
新潟地方裁判所新発田支部
平成２９年（フ）第４０号
宮城県東松島市矢本字二反走330番地１　市営矢本西住宅２―15号室、前住所宮城県東松島市大塩字緑ヶ丘４丁目４番地１　グリーンタウンやもと２　応急仮設住宅　61―１号室
債務者　土井　悦夫
１　決定年月日時　平成29年９月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小川　真儀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月29日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４３３号
北九州市小倉北区下到津２丁目７番11―316号
債務者　守口　隆浩
１　決定年月日時　平成29年９月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２９年（フ）第４３８号
北九州市門司区栄町３番13―809号
債務者　坂田　多喜
１　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２９年（フ）第２０４号
千葉県富里市七栄462番地22（ユウハイツ101号室）
債務者　小畑　知美（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部
平成２９年（フ）第２１３号
千葉県成田市飯田町143番地134（ソレアード102）
債務者　鈴木　明子（旧姓大野）
１　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部
平成２９年（フ）第２２５号
千葉県八街市八街ほ252番地２　県営住宅八街第２　１棟402
債務者　比嘉　健二
１　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部